



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月13日(金) 第9758号

目次

ページ

規 則

- 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課) 2
- 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(コンベンション推進課) 4

告 示

- 個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課) 5
- 免税証の無効(同) 5
- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 6

公 告

- 所在不明通知(森林保全課) 7
- 同 8
- 同 9
- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 10
- 肥料の登録有効期間の更新(技術支援課) 10

人事委員会規則

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 11

公安委員会規則

- 群馬県放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 12

病院管理規程

- 群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程(総務課) 13





3 改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

令和元年十二月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十二号

群馬県規則第三十二号  
群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

群馬県コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成二十九年群馬県条例第三十二号)の施行期日は、令和二年四月一日とする。

■ 告 示

◎群馬県告示第225号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

1の項の表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部高崎市の項中

「	学校法人福島学園に対する寄附金	を	「	学校法人福島学園に対する寄附金	に改め、
	学校法人フランシスコ学園に対する寄附金			学校法人松山学園に対する寄附金	
	学校法人松山学園に対する寄附金			」	

同部太田市の項中

「	学校法人太田仁愛幼稚園に対する寄附金	を	「	学校法人太田仁愛幼稚園に対する寄附金	に改め、
	学校法人太田幼稚園に対する寄附金			学校法人金山学園に対する寄附金	
	学校法人金山学園に対する寄附金			」	

同部東京都文京区の項の次に次のように加える。

東京都大田区	学校法人聖フランシスコ学園に対する寄附金
--------	----------------------

1の項の表条例第37条の3第1項第9号に掲げる寄附金の部みどり市の項中

「	社会福祉法人ラ・クールに対する寄附金	を	「	社会福祉法人ラ・クールに対する寄附金	に改め
				社会福祉法人咲福祉会に対する寄附金	

る。

◎群馬県告示第226号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記番	号号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
10リッ	農業	C04900859		1枚	平成31年3月	群馬県藤岡市立石734	高崎行政	令和元年1

トル券				22日から令和2年2月29日まで	株式会社万寿屋 藤岡新町給油所	県税事務所	0月30日
20リットル券	農業	E04901656～ E04901658	3枚	平成31年3月22日から令和2年2月29日まで	群馬県藤岡市立石734 株式会社万寿屋 藤岡新町給油所	高崎行政 県税事務所	令和元年10月30日

◎群馬県告示第227号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 安中市磯部二丁目字田中田390番1の一部、406番1の一部、408番5の一部、410番1の一部、412番1の一部、413番1の一部、字下山ノ根556番3の一部、556番4の一部、556番14の一部、西上磯部字下山ノ根552番3の一部、松井田町人見字大宮1番10の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第228号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

北中裏（B）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から15号までを順次結んだ線、次に掲げる地番の土地に設置した標柱15号と平成29年1月27日告示第25号で指定した西久方町一丁目地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱7号と6号と5号を順次結んだ線及び同告示で指定した同区域の標柱5号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	桐生市		西久方町一丁目		821番1
2	同		平井町		1130番72
3	同		同		同

4	同	同	同
5	同	同	1130番71
6	同	同	同
7	同	同	1130番1
8	同	同	1130番33
9	同	同	1130番76
10	同	同	1130番21
11	同	同	1130番24
12	同	同	1062番14
13	同	同	1062番2
14	同	同	1130番49
15	同	同	1130番48

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県桐生土木事務所において縦覧に供する。

**■ 公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を前橋市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市三夜沢町226の2	千村真理子	
前橋市市之関町468の1、472の1	角田昇滋	

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市柏倉町2488	中西孝久	

(2) 指定の目的 水害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市苗ヶ島町1484の1、1484の5、1512、1514の3、1514の6	星野富美夫	
前橋市苗ヶ島町1488	平田彪	
前橋市苗ヶ島町1580の2、1600、1601の1	石橋武平	共有林
前橋市鼻毛石町1993の6	梅澤計久	
前橋市鼻毛石町1994の1	小林孝	
前橋市鼻毛石町2528の1	原かね子	

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年10月18日群馬県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を高崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者



指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
高崎市倉渚町権田字三塚原5436、5437	清水安太郎	

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
高崎市倉渚町川浦字氷妻27の94、27の95	清水興業株式会社	

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年10月18日群馬県告示第166号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を渋川市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市赤城町栄字沖門北356、字十二通上627、630の1から630の4まで、634の1、642の1、866の1、883の	串淵卯三	共有林

1、888、891、898の1、898の5から898の11まで、912の1から912の3まで		
--	--	--

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予告 令和元年10月18日群馬県告示第167号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、吉岡農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の吉岡農業振興地域は、北群馬郡吉岡町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画用途地域の変更に係る縦覧についての告示（令和元年吉岡町告示第248号）による変更後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第123号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.5	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社群馬県化成産業 前橋市荒口町150番地の1	令和7年12月26日

■ 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十二月十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第二十九条の二第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。  
附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

## ■ 公安委員会規則

群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

群馬県公安委員会委員長 金子正元

### 群馬県公安委員会規則第7号

#### 群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年群馬県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第2項第3号ハ及びニ」を「第2条第2項第3号ロ及びハ」に改める。

別記様式第1号中

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）<br><input type="checkbox"/> 登記事項証明書 |   | を |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）    | に | に |

改める。

別記様式第4号及び別記様式第9号（裏）中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第14号中

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）<br><input type="checkbox"/> 登記事項証明書 |   | を |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）    | に | に |

改める。

別記様式第15号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年十二月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第二号

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成十五年群馬県病院管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「入院者と連帯」や「極度額を限度として入院者と連帯」に

勤務先	TEL	—	—
-----	-----	---	---

注1 申込者欄は、入院者が未成年者である場合に記入してください。

勤務先	TEL	—	—
極度額	円	(病院記載欄)	

注1 申込者欄は、入院者が未成年者である場合に記入してください。  
に改める。

別記様式第四号中「成年被後見人又は被保佐人」や「精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と改める。

附則

1 この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の群馬県病院事業の設置等に関する条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---